

對策ヲ講シテ目的ノ貫徹ニ努メントス、故ニ諸君ハ  
所屬支部ニ歸リテ本部ヨリノ命令ヲ待ツヘシ  
ト述ヘ一同無事退散セリ  
右及申(通)報候也

外嘆願條項ニ對スル回答 (大正十五年十二月六日)

各課共通

一 共済組合事業部 管理權獲得ノ件

前回答ノ如ク事業部ヲ組合ヨリ分離シテ純消費組合ト爲  
サルニ限リ組合長等ノ公選ハ認メ難ク常任委員ニ執行權ヲ附與ス  
ルノ問題ハ前回答ノ如ク理事ヲ執行機關ト爲スコト、シテ評議委員  
會ニ諮問スル組合規定ノ改正ヲ行フヘシ

二 出勤率ニ依ル賞與減失率改正ノ件

前回答ノ通り

三 處罰規定改正ノ件

前回答ノ通り但シ處罰ノ情狀特ニ酌量スヘキ場合ニ限リ皆勤賞  
等ニ及ホス影響ヲ特免スルノ方法ニ付考慮スヘシ